

愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「県工事」という。）の競争入札における公正な競争と県工事の品質を確保するため、県工事の競争入札において繰り返し低価格の入札を行う者に対して、県工事の競争入札から排除するために必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 年間維持工事及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される工事を除く県工事（以下「低入札回数に計上する県工事」という。）において、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱に定める調査基準基本価格及び愛媛県建設工事最低制限価格制度実施要綱に定める最低制限基本価格を下回る価格で入札（以下「低入札」という。）を行った者（以下「低入札者」という。）に適用する。ただし、特定建設工事共同企業体又は復旧・復興建設工事共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体等」という。）が低入札を行った場合については、当該特定建設工事共同企業体等の各構成員を低入札者として取り扱うものとする。

(注意喚起)

第3条 工事を発注する部局の長又は地方機関の長は、低入札の再発を防止するため、低入札者に対して、様式第1号により注意喚起を行うものとする。

(排除措置)

第4条 県工事の一般競争入札及び指名競争入札からの排除（以下「排除措置」という。）については、各四半期の末日を基準日として、基準日以前に開札した当該年度の低入札回数に計上する県工事の競争入札において、低入札を累積2回以上行った者に対して行うこととし、排除措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）の排除期間は、基準日の翌々月の第1日から3＋（低入札累積回数－2）ヶ月（ただし、特定建設工事共同企業体等が低入札を行った場合は、代表者である構成員にあつては1回、代表者以外の構成員にあつては当該特定建設工事共同企業体等に出資した割合だけ低入札を行ったものとし、排除期間を算出する際において、低入札累積回数の小数以下の端数は切り捨てる。また、排除期間が6ヶ月を超える場合は6ヶ月とする。）とする。なお、特定建設工事共同企業体等が入札を行うときは、当該特定建設工事共同企業体等の構成員のいずれかが排除措置対象者であるときに、排除措置の対象とする。

2 排除措置を行った場合は、排除措置の対象となった基準日までの低入札については、翌四半期以降の基準日の集計に加算しない。

3 総務部長は、排除措置対象者へ様式第2号により、入札から排除する旨通知する。

(低入札の累計回数から除外する入札)

第5条 総務部長は、前条の規定に関わらず、低入札回数に計上することが適当でない県工事の競争入札と認める場合は、低入札の累積回数から除外する入札とすることができる。

(その他)

第6条 一般競争入札においては、排除措置対象者について排除期間は県工事の入札に参加できないことを公告しなければならない。

2 低入札者、排除措置対象者及び排除期間並びに前条の適用については建設工事排除措置対象者一覧表（様式第3号）により公表する。

3 入札期間の初日から落札決定日までの間に排除措置の期間がある者の行った入札は無効とし、当該入札が低入札であった場合には、低入札の累積回数に加算する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、県土木部が発注する案件について、この要綱の施行の日以後に開札する県工事について適用し、同日前に開札を行った県工事については、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、県土木部以外が発注する案件について、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以降に開札を行う県工事について適用し、同日前に開札を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月29日から施行する。
- 2 改正後の要綱第5条の規定は、平成29年4月1日以降に開札を行った県工事について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月12日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以降に開札を行う県工事について適用し、同日前に開札を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以降に開札を行う県工事について適用し、同日前に開札を行った県工事については、なお従前の例による。

(様式第 1 号)

第 号
年 月 日

(低価格入札者氏名) 様

(発注部局の長)

低価格入札に係る注意喚起について

年 月 日に開札を行った下記案件について、貴社の入札は調査基準基本価格（最低制限基本価格）を下回りましたのでお知らせします。

なお、県発注の建設工事（年間維持工事及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される工事を除く。）の競争入札において 2 回以上低価格での入札が行われた場合は、愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱に基づき、県発注の建設工事の競争入札について、入札制限が行われますので注意してください。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 予定価格（税抜き）
- 4 調査基準基本価格（最低制限基本価格）（税抜き）
- 5 入札金額（税抜き）

(様式第2号)

第 号
年 月 日

(排除措置対象者氏名) 様

愛媛県総務部長

競争入札への入札参加制限について

この度、貴社については、愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱第4条の排除措置対象者に該当したため、下記の期間において県が発注する建設工事の競争入札に参加できないこととなりますのでお知らせします。

記

排除期間 年 月 日～ 年 月 日

